

福岡県公報

平成19年2月28日
第2647号

目次

告示(第415号—第430号)

○都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○都市計画事業の施行の取消し	(公園街路課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○公共測量の実施	(土木管理課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	5

公告

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8

内水面漁場管理委員会

○水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	10
○水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	10

告示

福岡県告示第415号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画道路事業 3・4・200号 折尾東西線
3・4・199号 折尾南北線
- 3 事業施行期間
平成19年2月28日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
北九州市八幡西区北鷹見町、南鷹見町及び中須2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第416号

解散した清算法人勝浦土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
花田 正人	福津市勝浦2274番地2
島田 安三郎	〃 3273番地
高山 進	〃 3544番地
花田 茂	〃 3242番地
小島 文吾	〃 2002番地1

福岡県告示第417号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 久障支援運営委員会
 - (2) 代表者の氏名
山田 定之
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市荒木町白口2312番地9
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第418号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人障害者在宅就労支援ネットワーク福岡
 - (2) 代表者の氏名
高山 信武
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市梅満町1308番地1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、在宅就労や就職を求める障害者に対して、就労機会の提供や職業能力開発講座の開催などに関する事業を行い、ITを利用した専門的な技能・知識・情報を提供することで、障害者の社会参加と自立を支援し、もって雇用機会の拡充及び情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第419号

平成19年2月14日付けでした都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定による都市計画事業の施行についての公告（平成19年2月福岡県告示第312号）は取り消す。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	原 海老津 線	前	遠賀郡岡垣町大字手野356番1先から 同郡同町大字手野484番1先まで	13.0 ～ 15.0	128.6
			後	同上	13.0 ～ 32.2	128.6

福岡県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣遠賀線	遠賀郡遠賀町大字別府3207番先から 同郡同町大字今古賀350番1先まで

福岡県告示第422号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡新宮町大字湊字中地388の1、345、338の3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 立木の伐採を禁止する。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第423号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヤマダ電機テックランド甘木店

(2) 所在地 福岡県朝倉市甘木字梶丸390番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	北九州 小 竹 線	前	田川郡福智町上野1766番1先から 同郡同町上野1769番1先まで	3.2 ～ 5.5	86.5
			前	同上	6.6 ～ 10.5	172.5
			後	同上	6.6 ～ 10.5	172.5

福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	夏 吉 直 方 線	田川郡福智町弁城1703番2先から 同郡同町弁城1983番2先まで
田 川	川 崎 大 行 事 線	田川郡大任町大字大行事4693番1先から 同郡同町大字大行事4479番1先まで

田 川	今 任 原 伊 田 線	田川郡大任町大字今任原2398番1先から 同郡同町大字今任原2402番1先まで
-----	-------------------	--

福岡県告示第426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区地内	平成19年2月21日から 平成19年2月28日まで

福岡県告示第427号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人全国社会保障支援機構
 - (2) 代表者の氏名
佐伯 美保

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区香椎駅東3丁目2番35-305号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、「人」が夢と希望を持ち、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者・児童・身障者福祉の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究及びまちづくりに関する提言及び情報提供に関する事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第428号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ゆうゆうの里
 - (2) 代表者の氏名
草場 由美
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市城南区片江1丁目11番1号
 - (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、要介護者又は要支援者に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び居宅サービス事業などを行い、自立支援、家族の介護負担軽減に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、要介護者又は要支援者に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び居宅サービス事業などを行い、自立支援、家族の介護負担軽減

に寄与し、又、人材育成として介護や福祉に係わる人へ教育研修事業を行うことにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第429号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字南里字キンメイ105-1、106及び107
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市日吉町26-36
福岡スタンダード石油株式会社 代表取締役 重野 正博

福岡県告示第430号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 恒見
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字恒見
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地番	標柱番号
			細石	1244番4	1号
				1244番1	2号

北九州市	門司区	恒見	浦中	1244番 6	3号
				1247番	4号及び5号
				1248番 2	6号
			立岩	1276番 9	7号
				1282番 2	8号
				1283番 2 の 2	9号

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 2 月 28 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

デジタルカメラ	85台
高速SDカード	85枚
インクカートリッジ	600パック
写真用紙	200パック

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年 3 月 29 日（木）までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年 4 月福岡県告

示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年 3 月 9 日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	10	光学機器・DPE	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年 2 月 22 日 13 管 達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4 の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年2月28日（水）から平成19年3月9日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年3月9日（金）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時

平成19年3月12日（月）午前10時30分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

- ア 会議用テーブル（W1,800 D450 H700） 565脚
- イ スタッキングチェア（ビニールレザー張り） 1,430脚
- ウ パネル（W1,800） 168枚

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月30日（金）までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告

示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月9日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
02	01	スチール家具	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年2月28日（水）から平成19年3月9日（金）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年3月9日(金)午後5時15分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成19年3月12日(月)午前10時00分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成19年2月28日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成19年3月1日から平成19年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやな漁業、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成19年2月28日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区姪浜町、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成19年3月1日から平成19年5月31日まで